

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和46年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月31日から同年2月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、私がA社から同社B事業所に転勤した時期に当たり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る人事記録、人事担当者及び元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和46年1月31日に同社から同社B事業所に異動。）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行の有無については、事業主は申立てに係る正しい届出を行ったかどうか不明としているが、申立人と同時期に同社B事業所に異動した同僚についても、同様に被保険者期間に欠落が見られるところ、事業主が申立人及び同僚の資格取得日を昭和

46年1月31日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の同保険料を納付していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和42年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和42年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月31日から同年2月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、私がA社から同社B事業所に転勤した時期に当たり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る人事記録、人事担当者及び元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和42年1月31日に同社から同社B事業所に異動。）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行の有無については、事業主は申立てに係る正しい届出を行ったかどうか不明としているが、申立人と同時期に同社B事業所に異動した同僚についても、同様に被保険者期間に欠落が見られるところ、事業主が申立人及び同僚の資格取得日を昭和

42年1月31日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の同保険料を納付していないものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 38 年 12 月 1 日に A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 9 月から 39 年 10 月までの間、A 社及び同社の関連会社である B 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間の途中の昭和 38 年 8 月 1 日付けで、B 社の C 出張所長に任命され、A 社から B 社 C 出張所に転勤となった。その前後の期間は両社に継続して勤務し、給与は A 社から支給されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する B 社発行の申立人に係る辞令及び複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間において A 社及び B 社に継続して勤務していたこと、及び申立期間中の昭和 38 年 8 月 1 日付けで B 社 C 出張所長に任命されていることが確認できるとともに、申立期間のうち、同社に係る期間の給与は、A 社から支給されていたものと推認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、書換え前後の 2 種類が保管されているところ、書換え後の被保険者名簿では、申立人は、昭和 38 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、いずれの被保険者名簿においても、当該資格喪失日以降に標準報酬月額の定

時決定が行われたことが認められる。これらの記録を前提とすると、申立人が38年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和38年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社の書換え前の厚生年金保険被保険者名簿における定時決定時の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 6 日から 37 年 1 月 13 日まで
② 昭和 37 年 1 月 21 日から 39 年 6 月 23 日まで
③ 昭和 39 年 6 月 23 日から 41 年 8 月 1 日まで
④ 平成 9 年 4 月 1 日から 12 年 9 月 1 日まで

申立期間①、②、③及び④に係る標準報酬月額は、私がそれぞれの期間に勤務していたA社B工場、C社D事業所、E社F工場及びG社から受け取っていた給与額に比べ低くなっている。

申立期間①、②、③及び④について、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る標準報酬月額の記録が、当時の報酬月額と相違していると申し立てている。

しかし、全ての申立期間について、各申立てに係る事業所の事業所別被保険者名簿等において、厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同じ日となっている元同僚の資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、全員が、申立人の主張する報酬月額より低い金額となっているなど、申立人の標準報酬月額のみが元同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない。

また、全ての申立期間について、オンライン記録では、当該期間に係る標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低い金額に訂正されたりした形跡は確認できない上、申立期間①、②及び③に係る事業所別被保険者名簿等では、当該期間に係る標準報酬月額がオンライン記録と一致しており、申立期間④に係る事業所を引き継ぐ事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」等、及び当該事業所が加入している健康

保険組合が保管する資料でも、当該期間に係る標準報酬月額がオンライン記録と一致している。

さらに、全ての申立期間について、申立人は、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料を保管していない上、申立期間①、②及び③に係る事業所を引き継ぐそれぞれの事業所では、当時の給与支給額及び標準報酬月額に係る資料を保管していないことなどから、当該期間における厚生年金保険料の控除状況等は不明であると述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 15 日から 23 年 3 月 16 日まで

私は、A社を退職した際に、脱退手当金制度に関する説明を受けたことも、脱退手当金を受け取ったことも記憶に無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和23年5月18日に支給決定されていることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、当該脱退手当金の支給記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に別の厚生年金保険適用事業所において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間の記号番号とは別の番号となっており、申立期間に係る脱退手当金を請求及び受給したために、その後の記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 9 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 5 月から同年 8 月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が同社の正社員として申立期間中も継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険被保険者資格記録に訂正や取消しが行われた形跡は無く、オンライン記録と一致している。

また、A社は、昭和 52 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社を引き継ぐB社では、「社会保険関係の資料は、昭和 61 年以前のものは保管していない。」と述べており、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、A社において、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険の加入記録のある元同僚 25 人全員（申立人が姓のみを挙げた 3 人を含む。）が、「私のA社の厚生年金保険被保険者期間は実際の勤務期間と一致している。」とした上で、「申立人の名前は覚えていない。」と述べており、申立てを裏付ける証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。